相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市東裏館一丁目二六五六番地、最後の住所新潟県三条市吉田一二三七番地県央寮　被相続人　亡　中條　シズ

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月八日

新潟県燕市燕三〇四九番地亀山司法書士事務所　相続財産管理人　亀山　克司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区富塚町七八一番地七、最後の住所静岡県浜松市中区富塚町七八一番地の七　被相続人　亡　増田　歩

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月八日

静岡県浜松市中区池町二二一番地の五

大石康智法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大石　康智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区栄二丁目一七〇一番地、最後の住所名古屋市中区平和二丁目二番八号三井東別院ハイツ四〇一号　被相続人　亡　成田　明夫

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月八日

事務所名古屋市中区丸の内三丁目二二番七号丸の内ＯＳビル五階海田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　海田　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県八束郡八雲村大字日吉一八一番地、最後の住所島根県八束郡八雲村大字東岩坂一九九〇番地　被相続人　亡　石倉　シテ

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月八日

島根県松江市大庭町一三四一番地

相続財産管理人　小松原　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市東今宿五丁目一二三九番地三、最後の住所岡山市高島二丁目五番八―四号　被相続人　亡　石元新太郎

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月八日

事務所岡山市北区弓之町二番九号弓之町ビル六〇八号

相続財産管理人　弁護士　森安　武夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県新見市哲多町大野五五五番地、最後の住所岡山県新見市哲多町大野五五五番地四　被相続人　亡　平　富喜雄

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月八日

事務所岡山県新見市新見七九五番地池田洋助事務所　相続財産管理人　池田　洋助

無縁墳墓等改葬公告

土地造成、整備のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年九月八日

一、墳墓等所在地　沖縄県うるま市勝連浜二二九番及び二三一番

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県那覇市おもろまち四丁目一一番二五号　大和ハウス工業㈱沖縄支店

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　エンプレックス株式会社　エンプレックス株式会社　東京都中央区銀座六―二―一ダヴィンチ銀座六Ｆ

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十一年九月八日

東京都中央区銀座六丁目二番一号

エンプレックス株式会社

代表取締役　杉橋　剛

任意清算公告

当社は、平成二十一年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月八日

千葉県千葉市中央区大巌寺町八三番地一

大安不動商事合資会社

代表社員　安藤　定男

「決算公告」は、信頼と実績のある
官　報　をご利用ください。
独立行政法人　国立印刷局

第31期決算公告

平成21年9月8日
大分県竹田市久住町大字有氏486―1番地

株式会社ミヤマ

代表取締役　麻生　邦彦

貸借対照表の要旨（平成21年5月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	114
	固定資産	68
	合計	183
負債及び純資産の部	流動負債	86
	固定負債	46
	資本金	50
	剰余金	21
	利益準備金	29
	利益剰余金	1
	その他利益剰余金	28
	（うち当期純損失）	(90)
	合計	183

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する佐藤石油株式会社（住所大分県豊後大野市清川町臼尾四一二番地一）に対して当社のガソリンスタンド経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

また、当社は、新設分割と同時に資本金の額を二千百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

なお、当社は、平成二十一年八月八日に有限会社みやま緑地建設を吸収合併し、これにより資本金が二千百万円から二千七百万円に増加しております。また、同日、商号を佐藤組株式会社から株式会社ミヤマに変更しております。

この会社分割及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十一年九月八日

大分県竹田市久住町大字有氏四八六―一番地

株式会社ミヤマ

代表取締役　麻生　邦彦